

令和 2 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 1 2 月定例会付託案件 1

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 (月曜日)

総務委員会会議録

令和2年11月30日 月曜日

午前11時42分開議

午前11時59分閉議（実時間16分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第110号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）
1. 議案第127号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について
1. 議案第128号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○本日の会議に出席した者

委員長 橋本幸一君
副委員長 金子昌平君
委員 太田広則君
委員 中村和美君
委員 成松由紀夫君
委員 橋本徳一郎君
委員 堀徹男君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 佐藤圭太君
財務部次長 尾崎行雄君
市長公室
理事兼人事課長 濱田浩介君

○記録担当書記 中川紀子君

（午前11時42分 開会）

○委員長（橋本幸一君） それでは、定足数に

達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第110号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）

○委員長（橋本幸一君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第110号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入及び歳出の第1款・議会費及び歳出の第2款・総務費について、財務部より説明願います。

○財務部長（佐藤圭太君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の佐藤でございます。

本日、総務委員会に付託されました議案につきまして、委員会の先議案件であります議案第110号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第11号でございますが、その歳入及び歳出の議会費と総務費を尾崎財務部次長、それから、条例の先議案件であります議案第127号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について及び議案第128号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを濱田理事兼人事課長が説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○財務部次長（尾崎行雄君） 改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の尾崎でございます。よろしく願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） それでは、別冊となっております議案第110号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第11号をお願いい

たします。

総務委員会付託分について説明いたします。

1 ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億3500万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ913億5030万円としております。

まず、歳入を説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税の2351万9000円は、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款15・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金、節4・災害救助費負担金で、1億1148万1000円を計上しております。これは、7月豪雨における職員の水防手当に対する災害救助法適用に伴う県からの災害救助費負担金でございます。

続きまして、歳出の説明に入ります前に、今回の人件費補正の内容につきまして説明いたします。

本年度の人事院勧告に基づく給与改定につきまして、月例給については改定を行わず、期末手当に関して引下げの実施となっております。これにより、不利益遡及とならないよう期末手当の基準月である12月1日より前に条例改正を行う必要がありますことから、予算議案も含めて先議をお願いするものでございます。

今回の改定では、期末勤勉手当が対象となっており、年間支給月数を4.5月から4.45月へと0.05月引き下げるものでございます。期末勤勉手当の引下げは、平成22年以来10年ぶりとなります。

なお、議員及び特別職の期末手当につきましても、年間支給月数を3.4月から3.35月へと0.05月の引下げとなっております。

給与改定以外の補正の要因としましては、人事異動や退職者、休職者、育児休業者に伴う調

整や豪雨災害の水防手当などの影響による時間外手当の追加及び市町村職員共済組合負担金の負担率改定に伴う影響によるものでございます。

それでは、歳出を説明いたします。

8 ページをお願いいたします。

まず、款1・議会費でございます。項1、目1・議会費で365万5000円を減額補正しております。節1・報酬の3000円の増額は、議長交代によるものでございます。節2・給料から節4・共済費までは、人事異動及び給与改定などによる議員28人分及び一般職10人分の人件費の減でございます。

次に、款2・総務費でございます。項1・総務管理費、目1・一般管理費では、特別職2人分と一般職で7人増の210人分で2億4932万1000円を増額補正しております。主な増額の要因といたしましては、復興推進課の新設による人員の増、そのほか7月豪雨災害等に起因する時間外手当及び管理職員特別勤務手当の増でございます。そのほかの要因といたしましては、人事異動や給与改定、共済費の率改定によるものがございます。

次の目4・財産管理費では、一般職で2人増の9人分で、給与改定や共済費等の減額要因があるものの、人事異動による増額要因が大きいことから1432万8000円を増額しております。

次の目7・交通防犯対策費では、一般職3人分で、人事異動や給与改定、育児休業などの影響により419万円を減額しております。

次の目8・人権啓発費では、一般職11人分で、人事異動や給与改定等で104万7000円を減額しております。

9 ページをお願いします。

項2・徴税費、目1・税務総務費は、一般職で2人増の78人分で、給与改定や育児休業者、退職等の減額要因があるものの、人事異動

による増額要因が大きいことから936万5000円の増額でございます。

項3、目1・戸籍住民基本台帳費では、一般職で1人減の27人分で、550万2000円を減額しております。減額の主な理由は、人事異動によるものでございます。

次に、項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費では、一般職で1人減の6人分で、人事異動や給与改定などの影響により273万6000円を減額しております。

10ページをお願いします。

次の項5・統計調査費、目1・統計調査総務費では、一般職で1人増の5人分で、給与改定などの減額要因があるものの、人事異動による増額要因が大きいことから380万1000円を増額しております。

項6、目1・監査委員費では、特別職1人分、一般職5人分で206万7000円を減額しております。減額の理由は、人事異動や給与改定、共済費の率改定によるものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第110号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本

案は可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。

（午前11時51分 小会）

（午前11時52分 本会）

◎議案第127号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第127号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の濱田でございます。

それでは、議案第127号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） 議案書は21ページからになります。

また、説明につきましては、右肩に議案第127号関係資料と書いてあります資料を使って説明させていただきます。

それでは、資料のほうをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に準じて行われました特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

次に、2、改正の概要でございますが、期末手当の年間支給月数を現行の3.40月分から3.35月分へ0.05月分引き下げるものでございます。引下げは、令和2年度におきましては、12月に支給する期末手当の支給月数を1.70月分から1.65月分とするものでございます。

なお、令和3年度以降におきましては、国に準じて、6月と12月が均等になるよう支給月数をそれぞれ1.675月分とするものでございます。

最後に、3、施行期日でございますが、施行期日は2段階に設定されております。

まず、第1条に規定しております令和2年度の12月に支給する期末手当につきましては、公布の日からの施行としております。

また、第2条に規定をしております令和3年度以降の支給に関する期末手当につきましては、令和3年4月1日からの施行としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第127号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第128号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第128号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） 続きまして、議案第128号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明させていただきます。

議案書は23ページからになります。

説明につきましては、先ほどと同じように議案第128号関係資料を使って説明させていただきます。

まず、1、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の給与の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

次に、2、改正の概要を説明させていただきます。

まず、（1）八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、再任用職員を除く一般職員と部長等の職である特定幹部職員の期末手当の年間支給月数を現行の4.50月分から4.45月分へ0.05月分引き下げるものでございます。引下げは、令和2年度におきましては、12月に支給する期末手当の支給月数を一般職員は1.30月分から1.25月分、特定幹部職員は1.10月分から1.05月分とするものでございます。

なお、令和3年度以降におきましては、国に準じて6月と12月が均等になるよう支給月数を一般職員ではそれぞれ1.275月分とし、特定幹部職員ではそれぞれ1.075月分とするものでございます。

次に、（2）八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてですが、特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を3.40月分から3.35月分へ0.05月分引き下げるものでございます。引下げは、令和2年度におきましては、12月に支給する期末手当の支給月数を1.70月分から1.65月分とするものでございます。

令和3年度以降におきましては、国に準じて

6月と12月が均等になるよう支給月数をそれぞれ1.675月分とするものでございます。

この特定任期付職員は、高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者で任期を定めて採用された職員を言いますが、本市ではこれまで採用しておりませんので、該当する者はありません。

次に、(3)八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてですが、会計年度任用職員の期末手当の年間支給月数を一般職員の支給月数に合わせて引き下げるものでございます。

なお、会計年度任用職員につきましては、期末手当の支給月数を2年の期間をかけて段階的に引き上げる取扱いとしていまして、令和4年度以降に一般職員と同様の支給月数となりますため、令和2年度及び令和3年度の支給月数については改定を行わず、令和4年度以降の支給月数を一般職員と同様の支給月数に引き下げるものとしております。

最後に、3、施行期日でございますが、施行期日は2段階に設定されております。

まず、令和2年度の12月に支給する期末手当につきましては、公布の日からの施行としております。

また、令和3年度以降に支給する期末手当につきましては、令和3年4月1日からの施行としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第128号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は退室願います。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午前11時59分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和2年11月30日

総務委員会

委員長